

# 【取得】

軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

笛吹市長 殿

つぎのとおり  
申告（報告）及び申請します。

受付印	申告の理由		種別		標識番号	笛吹市 ( )
	新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識変更 (盗難・紛失) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種 一般原付(50cc以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定小型原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(90cc以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(125cc以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	納税義務 発生年月日	令和 年 月 日
					旧標識番号	

※太枠内の該当欄を記入していただく場合は所有者を納税義務者とし、納税義務者として申告してください。

所有者	住所又は所在地	〒 406-8510 笛吹市石和町市部777番地		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ( )			
	(フリガナ)	フエフキ タロウ		主たる置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2.			
氏名又は名称	笛吹 太郎		車名		型式及び年式	原動機の型式		
生年月日	大・昭・平 11年 11月 11日	電話番号	055 ( 262 ) 4111	車台番号	認定番号	総排気量又は定格出力		
使用者	住所又は所在地	同上		長さ	幅	最高速度		
	(フリガナ)	同上		cm	cm	km/h		
	氏名又は名称	同上		販売	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日			
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	電話番号	( )	売渡証	住所又は所在地 笛吹市 □□町 △△ ○○ 番地 氏名又は名称 笛吹一郎 販売店 電話番号 055-269-8820		
届出者	住所又は所在地	〒 笛吹市石和町市部777番地		同世帯人・相続人記載欄	平成・令和 年 月 日に(旧所有者名) が ( 転出・死亡・その他 ) したため、 (旧所有者からみた続柄) である私が バイク・ミニカー・小型特殊自動車を <input type="checkbox"/> 譲り受けます <input type="checkbox"/> 譲渡する手続きを代行します。			
	(フリガナ)	フエフキ ハナコ			相続人住所:			
	氏名又は名称	笛吹 花子			相続人氏名:			
	生年月日	大・昭・平 11年 11月 11日	電話番号		055 ( 262 ) 4111	<旧所有者が死亡しており届出者が相続人でない場合ご記入ください> 今回は、 という理由の為、 (代理人氏名) に委任しました。		
(※1) 代理人誓約欄	<input checked="" type="checkbox"/> この申告について、納税義務者本人から委任を受けていることを誓約いたします。申請について一切の責任は私が負うことといたします。							
(※2) 業者記入欄	住所又は所在地	〒 406-0031 笛吹市石和町市部809番地1		同世帯での名義変更・相続人へ名義変更する場合に記入				
	(フリガナ)	カフエフキショウジ						
	氏名又は名称	株式会社 笛吹商事						
電話番号	055 ( 261 ) 2025							

○相続人記載欄は必ず相続人本人がすべてお書きください。譲渡する場合は譲渡証明書も記入してください。

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証
担当者	
軽自担当	

(※1) 届出者が本人以外の場合（業者を含む）は、必ずチェックしてください。(※2) 届出者が業者の場合は合わせてご記入ください。